

付金、貸付金、委託料について、特に、各種の負担金補助及び交渉した。

今期定例会において、産業委員会に付託された議案四件について審査した。

議案第十九号「平成二十二年度津山市一般会計補正予算（第二次）」のうち、産業委員会の所管に属する事項については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

産業委員会

市の経済文化部、農林部及び農業委員会の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎森岡和雄 ○北本周作
秋久憲司、木下健二、原 行則、久永良一
森西順次、米井知博

質疑があり、その事業内容などについて、当局に説明を求めた。
経済文化部の関係では、「地域総合整備資金貸付金」については、

店街の空き店舗対策として、新規出店者に対する家賃や改装費の補助である。また、「観光振興関係費の委託料」については、緊急雇用創出事業として行うものであるとの答弁があった。

次に、農林部の関係では、「おかやま黒まめブランド強化事業補助金」については、JAつやまが購入する枝豆生産を行うための機械に対する補助であり、「鳥獣害防止対策事業補助金」については、今年度の予定事業数の確定に伴い不用額を減額するものである。また、「農業用施設台帳整備委託料」については、農業用排水路などについて電子データ化を行うもので、日常業務における事務の効率化につながるものであるとの答弁があった。

これらに対して委員からは、新規出店者に対するケアと観光振興に対する取り組みの継続的実行を求める意見や、鳥獣害対策事業の柔軟な運用を求める意見が出された。

次に、議案第二十五号「津山郷土博物館条例の一部を改正する条例」と議案第二十六号「津山洋学資料館設置条例の一部を改正する条例」については、津山郷土博物館と津山洋学資料館の入館料を改定するもので、一括して審査をした結果、二議案とも、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員からは、洋学資料館への小・中学生の入館料が無料になることを活用して、津山市内の小・中学生はもちろんのこと、県下の中学生にも広く利用してもらうようとの意見があつた。

次に、議案第三十一号「指定管理者の指定について」は、「津山市地域交流センター」の指定管理者の契約期間満了による更新ということで、引き続き「津山街づくり株式会社」を管理者として指定するものであり、当局から、その運営状況について説明を受けた後、全員一致で原案のとおり可決すべ

◎議員は選挙区内の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れは禁止されています。